

無人非自航（UNSP）バージの免除規定に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）

改正理由

2021 年 6 月に開催された IMO 第 76 回海洋環境保護委員会(MEPC76)において，無人非自航バージについて検査要件への適合免除を認めるべく，MARPOL 条約附属書 I, IV 及び VI が改正され，決議 MEPC.328(76)及び同.330(76)として採択された。

また，当該バージについては，これらの附属書に規定する設備等に関する要件への適合も免除できる旨を明記した MEPC.1/Circ.892 が，併せて承認された。

今般，MEPC.328(76)，MEPC.330(76)及び MEPC.1/Circ.892 に基づき，関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編，7 編及び 8 編において，無人非自航バージの定義をそれぞれ規定する。
- (2) 当該バージについては，主管庁により免除を認められた場合には，一部の要件を適用しなくて差支えない旨規定する。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.1 一般

1.1.6 として次の 1 条を加える。(日本籍船舶用)

1.1.6 無人非自航バージ

3 編 1.1.2(9), 7 編 1.1.2(10)及び 8 編 1.1.2(27)に定義される無人非自航バージについては、
主管庁により免除が認められた場合には、該当する構造及び設備に対して 1.1.2 に掲げる
検査は行わない。

1.1.8 として次の 1 条を加える。(外国籍船舶用)

1.1.8 無人非自航バージ

3 編 1.1.2(9), 7 編 1.1.2(11)及び 8 編 1.1.2(27)に定義される無人非自航バージについては、
主管庁により免除が認められた場合には、該当する構造及び設備に対して 1.1.2 に掲げる
検査は行わない。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.1 適用等

1.1.1 適用*

-8.として次の1項を加える。

-8. 無人非自航バージについては、主管庁により免除を認められた場合には、1.2.1, 1.2.2, 1.2.3, 2.2, 2.3 及び 2.4 の規定を適用しなくて差し支えない。

1.1.2 用語（附属書Ⅰ第1規則関連）*

本編で使用する用語は、次に掲げるところによる。

(9)として次の1号を加える。

(9) 「無人非自航バージ」とは、次の(a)から(e)のすべてに該当する船舶をいう。

(a) 推進機関を有しない。

(b) 油を運送しない。

(c) 油を使用する又は油性残留物（スラッジ）を生じる機関を有しない。

(d) 燃料油タンク、潤滑油タンク、油性ビルジ貯蔵タンク及び油性残留物（スラッジ）タンクを有しない。

(e) 人員及び生きている動物が乗船しない。

5 編 油濁防止緊急措置手引書

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。(日本籍船舶用)

1.1.2 設備対象船舶

総トン数 150 トン以上の油タンカー及び総トン数 400 トン以上の油タンカー以外の船舶には、油濁防止緊急措置手引書を当該船舶内に備え付けなければならない。ただし、国際航海に従事しない船舶で推進機関を有しないもの~~又は、~~係船中の船舶又は 3 編 1.1.2(9)に定義される無人非自航バージにあっては、本規定に適合することを要しない。

1.1.2 を次のように改める。(外国籍船舶用)

1.1.2 設備対象船舶

総トン数 150 トン以上の油タンカー、総トン数 400 トン以上の油タンカー以外の船舶、海底資源の探査のために使用される掘削リグ及び他のプラットフォームには、油濁防止緊急措置手引書を当該船舶内に備え付けなければならない。ただし、3 編 1.1.2(9)に定義される無人非自航バージにあっては、本規定に適合することを要しない。

7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

- 1. 本編の規定は，船舶からの汚水による汚染防止のための設備に適用する。
- 2. 無人非自航バージについては，主管庁により免除を認められた場合には，2.2 の規定を適用しなくて差し支えない。

1.1.2 用語

本編で使用する用語は，次に掲げるものとする。

(10)として次の 1 号を加える。(日本籍船舶用)

(10) 「無人非自航バージ」とは，次の(a)から(d)のすべてに該当する船舶をいう。

- (a) 推進機関を有しない。
- (b) 人員及び生きている動物が乗船しない。
- (c) 運航中に汚水の貯留に使用されない。
- (d) 汚水を生じる装置を有しない。

(11)として次の 1 号を加える。(外国籍船舶用)

(11) 「無人非自航バージ」とは，次の(a)から(d)のすべてに該当する船舶をいう。

- (a) 推進機関を有しない。
- (b) 人員及び生きている動物が乗船しない。
- (c) 運航中に汚水の貯留に使用されない。
- (d) 汚水を生じる装置を有しない。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用（附属書 VI 第 1 規則及び第 3 規則関連）

（-1.及び-2.は省略）

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 無人非自航バージについては、主管庁により免除を認められた場合には、1.2.1, 2.1, 2.2 及び 2.4 の規定を適用しなくて差し支えない。

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則、第 13 規則、第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

本編で使用する用語は、各章で特に定める場合を除き、次に掲げるところによる。

（(1)から(26)は省略）

(27)として次の 1 号を加える。

(27) 「無人非自航バージ」とは、次の(a)から(c)のすべてに該当する船舶をいう。

(a) 推進機関を有しない。

(b) 本編で規制される放出を生じる可能性のあるシステム、設備又は機関を有しない。

(c) 人員及び生きている動物が乗船しない。